



販路拡大

を応援します！

市内の中小企業者の皆さんが、販路拡大を目指し、見本市・展示会等へ出展する際の経費を助成します！ぜひ、ご活用ください。

●対象者

- ・中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条に該当する中小企業者。
- ・引き続き1年以上市内に事業所を有し、事業を営み、並びに市税等を完納している中小企業者。

●対象経費

出展料、会場設営費、運搬費、資料作成費...等
※販路拡大を目的に、見本市・展示会等へ出展する事業に限る。

●補助金の額

補助対象経費の1/2、上限5万円
※補助金の額において、1,000円未満の端数は切り捨てる。

●補助回数

同一年度において1事業者1回まで

●注意事項

- ・申請書の提出が補助金の交付を確約するものではありません。
- ・申請書の受付は、補助金総額が予算額に達した時点で終了します。

●交付手続きの流れ（事前申請）

